

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路管理者以外が行う工事の承認		
根拠法令及び条項	道路法第24条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> 当該工事又は維持（以下「当該工事等」という。）を行う必要性、設計及び実施計画の合理性、道路管理上の支障の有無、交通安全上の支障の有無等を総合的に審査し、決定する。 1 当該工事等の設計については、道路構造令（昭和45年政令第320号）の基準に適合し、また市道管理上支障がないこと。 2 当該工事等により、既存の市道占用物件に影響を及ぼさないこと。影響を及ぼす場合は、当該物件の管理者と協議が成立していること。 3 他の市道工事又は市道占用工事等と工事内容や工事時期の調整が必要な場合は、その工事の施工者と協議が成立していること。 4 工事等完成後に工事物件等を道路管理者に引き継ぐことが可能であること。 5 当該工事等に関連し、他の法令の許可又は第三者の承諾等が必要とされる場合は、その許可等を得ていること。又は、その許可等を得ることが確実であること。		
審査基準 設定年月日	平成6年10月1日	審査基準 最終変更年月日	令和6年3月27日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（20日【他の道路管理者及び交通管理者等との協議に要する期間を除く】） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成6年10月1日	標準処理期間 最終変更年月日	令和6年3月27日
所管部署	都市整備部 道路課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。